入札価格内訳書の記載内容に関するQA

問1　市が発注する全ての工事で、入札価格内訳書に材料費、労務費等の記載が必要となるのか。

答1　入札契約適正化法の改正により、市が発注する工事のうち、令和8年7月1日以降に入札公告を行うものから入札時に提出いただく入札価格内訳書(様式は公告時の設計図書にあります)に材料費、労務費等の記載が必要となります。

問2　材料費については、何を計上すればよいのか。

答2「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」（以下「労務費ダンピング防止ガイドライン」という。）では、主要な材料費については必須とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費については、任意項目として整理されています。直接工事費の内数として記載してください。

問3　労務費について、何を計上すればよいのか。

答3　労務費ダンピング防止ガイドラインでは、当面の間、労務費については、積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費は計上しなくてもよいとされています。直接工事費の内数として記載してください。

問4　法定福利費の事業主負担額については、何を計上すればよいのか。

答4　現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料を含む。）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金を含む。）の法定の事業主負担額を計上してください。なお、土木工事については現場管理費の内数として、建築工事については工事原価の内数として記載してください。

問５　安全衛生経費については、どのように計上すればよいのか。

答５　労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を、労務費ダンピング防止ガイドラインを参考に工事原価の内数として計上してください。

問６　建退共制度の掛金は、何を計上すればよいのか。

答６　建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額を現場管理費の内数として記載してください。

問７　労務費ダンピング防止ガイドラインはどこに公開されているのか。

答７「労務費に関する基準ポータルサイト」（https://roumuhi.mlit.go.jp/）において公開されています。関連施策の「労務費ダンピング調査」の実施について（https://roumuhi.mlit.go.jp/related-measures/g-men）をご確認ください。

　その他、ポータルサイトに「【専門工事業者向け】建設工事の見積書様式例　書き方ガイド」（https://roumuhi.mlit.go.jp/labor-cost-standard/about/g-men）が掲載されているので、参考としてください。

問８　入札の内訳書に材料費、労務費等の項目の記載がなかった場合は、失格となるのか。

答８　現在は、制度改正から間もないこともあり、入札価格内訳書に材料費、労務費等の記載がない場合は失格とはしませんが、法令により記載が必要な項目であることから、記載いただくようお願いします。

　また、材料費、労務費等の記載がない内訳書を提出した入札者には契約課から個別に指導を行うことがあります。